

議第4号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例について

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月27日提出

高山市長 國島芳明

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例(昭和28年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第2条 法第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、 <u>法第109条第6項及び第110条第5項</u> の規定により出席した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに <u>法第109条第5項及び第110条第5項</u> の規定による公聴会に参加した者に対して、実費弁償を支給する。	第2条 法第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、 <u>法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定により出席した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに <u>法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定による公聴会に参加した者に対して、実費弁償を支給する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。